

「興行」

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 次のいずれかで、具体的な活動の内容、期間を証する文書
 - (1) 在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2) 雇用契約書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (3) 上記(1)～(2)に準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 4 興行に係る契約書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 上記には、興行契約書のほか、契約機関と出演施設を運営する機関との出演に関する契約書等も含まれます。
- 5 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1通
* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。
* 上記5については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記5の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。
* 非居住者扱いの方の場合は、上記5に代わって、非居住者用の国内源泉所得にかかる納税証明（非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書、~~税~~領収済通知書等）及び収入を証する文書を提出してください。
- 6 前回の申請時から出演施設等に変更が生じた場合は、変更後の出演施設等の概要を明らかにする資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 7 活動日程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 8 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
* 上記8については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことで。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。